

平成24年第1回定例
夕張市議会会議録
平成24年3月9日(金曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 市長並びに教育委員会委員長等の行政報告
と報告に対する質問
- 第 3 議案第 9号 平成23年度夕張市一般会計
補正予算
議案第10号 平成23年度夕張市国民健康
保険事業会計補正予算
議案第11号 平成23年度夕張市診療所事
業会計補正予算
議案第12号 平成23年度夕張市水道事業
会計補正予算
- 第 4 議案第19号 財産の処分について
- 第 5 議案第26号 事業契約の締結について
- 第 6 議案第 1号 平成24年度夕張市一般会計
予算
議案第 2号 平成24年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3号 平成24年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4号 平成24年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第 5号 平成24年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 6号 平成24年度夕張市診療所事
業会計予算
議案第 7号 平成24年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第 8号 平成24年度夕張市水道事業
会計予算
議案第16号 夕張市営住宅条例の一部改
正についての提案説明並びに市政執行方針
及び教育行政執行方針

◎出席議員 (9名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前10時30分 開議

- 事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。
●議長 高橋一太君 ただいまから平成24年第1
回定例夕張市議会を開会いたします。

- 議長 高橋一太君 本日の出席議員は9名、全
員であります。

- 議長 高橋一太君 これより、本日の会議を開
きます。

- 議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第118条の規定により

大山議員

小林議員

を指名いたします。

- 議長 高橋一太君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります
が、地方自治法第121条の規定に基づき、議長の求めに
応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の
職氏名は、お手元に配付しておりますプリントのと

おりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君

理事 高島信次君

まちづくり企画室長

熊谷禎子君

まちづくり企画室主幹

佐藤学君

まちづくり企画室主幹

上田晃弘君

総務課長 及川憲仁君

総務課主幹 平塚浩一君

総務課主幹 金光恭児君

総務課主幹 佐藤喜樹君

財務課長 石原秀二君

財務課税務担当課長

三浦護君

財務課主幹 押野見正浩君

財務課主幹 大島琢美君

財務課主幹 中沢吉弘君

産業課長 木村卓也君

産業課主幹 朝日敏光君

産業課主幹 成田裕幸君

建設課長 細川孝司君

建設課建築住宅担当課長

中港康裕君

建設課主幹 熊谷修君

建設課主幹 近野正樹君

建設課主幹 細木良一君

建設課主幹 大森世志英君

上下水道課長 天野隆明君

上下水道課技術担当課長

小林正典君

上下水道課主幹 竹澤祐幸君

市民課長 芝木誠二君

市民課主幹 千葉葉津乃君

市民課主幹 小松政博君

市民課主幹兼南支所長

清野敦子君

保健福祉課長兼福祉事務所長

池下充君

保健福祉課生活福祉担当課長

松本賢司君

保健福祉課主幹 武藤俊昭君

保健福祉課主幹 濱中昌一君

会計管理者兼出納室長

寺江和俊君

消防長兼消防次長

鷺見英夫君

消防署長 増井佳紀君

消防本部管理課長

田中義信君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小林信男君

教育課長 秋葉政博君

教育課社会教育担当課長

古村賢一君

教育課主幹 鈴木茂徳君

教育課主幹 西岡博幸君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及川憲仁君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝日敏光君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 熊 谷 正 志 君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

小林委員長。

●小林尚文君（登壇） ただいまから、今期定例市議会の運営に関し、先に議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

まず会期についてであります。付議案件は当初、議案 26 件、報告 4 件でありましたが、議会からの決議案 1 件が追加提出されることとなっており、また、意見書案 12 件が目下調整中ありますので、これらを合わせますと 43 件となるものであります。意見書案の調整内容によってはこの件数が変更となることも予測されますので、あらかじめご了承願います。

したがいまして、これまでの慣例等からいたしまして、会期につきましては本日から 23 日までの 15 日間と決定したところであります。

次に、これらの案件の取り扱いについてありますが、新年度予算及びこれに関連する議案は行政常任委員会に付託して審査することとしております。

また、補正予算等につきましては本会議初日、その他につきましては本会議 3 日目もしくは最終日においてそれぞれ即決することとしております。

次に、審議日程につきましてはお手元に配付されております会議日程表に従い、順次報告いたします

ので、ご覧願います。

まず本日は、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問を行い、終了次第、平成 23 年度夕張市一般会計補正予算をはじめとする 6 議案を順次上程、議決をし、次いで市長並びに教育長から平成 24 年度市政執行方針及び教育行政執行方針、理事から各議案の提案理由の説明を受け、この日の会議を散会いたします。

なお、大綱質問の通告につきましては 12 日正午までに提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、一般質問については締め切りまでに通告がありませんでしたので、一応報告いたします。

次に、10 日、11 日は市の休日のため、12 日、13 日、14 日は議案調査のためそれぞれ休会といたします。

次に、15 日、16 日につきましてはそれぞれ本会議を開催し、通告されました大綱質問を行い、これが終了後、新年度予算及びこれに関連する議案を行政常任委員会に付託し、次いで土地開発公社の事業計画にかかわる報告案件を除く報告案件を順次上程、議決してまいります。

次に、17 日、18 日、20 日は市の休日のため、19 日は議案調査のため、21 日、22 日は議会から付託された議案審査のため行政常任委員会が開催されるため、それぞれ休会といたします。

最後に 23 日ではありますが、本会議第 4 日目を開催し、行政常任委員会の審査報告と全議案の上程、議決をし、本定例市議会を閉会することとしております。

なお、23 日の会議につきましては、都合により午後 1 時 30 分からといたしますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日から 23 日までの 15 日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日から 23 日までの

15 日間と決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と、報告に対する質問を行います。

はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 平成 23 年 12 月 13 日から平成 24 年 3 月 8 日まで、行政についてご報告を申し上げます。

はじめに財政関係についてでございますが、1 月 23 日、総務省において米田耕一郎総務省自治財政局官房審議官ほかを訪れ、平成 23 年度特別交付税に関する要望を行ったところでございます。

2 月 17 日、地方交付税法第 16 条第 2 項の規定に基づき、3 月に交付すべき特別交付税の一部として 2 億 7,000 万円の繰上げ交付が決定されたところでございます。

次に地域開発関係についてでございますが、3 月 2 日、夕張鹿鳴館において独立行政法人中小企業基盤整備機構が開催した夕張緑陽団地に係る土地譲渡契約締結調印式に立会人として出席し、宮地正巳同機構北海道支部長と牟田幸雄東亜建材工業株式会社代表取締役が土地譲渡契約証書を取り交わした後、同社の立地に対しお礼のあいさつを述べたところでございます。

3 月 8 日、市役所会議室において独立行政法人中小企業基盤整備機構が開催した夕張緑陽団地に係る土地譲渡契約締結調印式に立会人として出席をし、宮地正巳同機構北海道支部長と林壮之介株式会社日本パープル代表取締役社長が土地譲渡契約証書を取り交わした後、同社の立地に対しお礼のあいさつを述べたところでございます。

次に一般関係についてでございますけれども、12 月 22 日及び 2 月 9 日、市民の声を市政に生かしていくことを目的とした市長と話そう会を開催し、市民から市政に関する意見や要望を聞いたところでございます。

12 月 22 日、市役所応接室において本市福祉事務

所嘱託医として長年にわたる福祉行政への貢献により受賞決定された中條俊博医師に対し、平成 23 年度社会福祉功労者厚生労働大臣表彰を伝達し、お礼のあいさつを述べたところでございます。

12 月 23 日、ホテルシュエパロにおいて開催された株式会社アクリフーズ会社設立 10 周年記念式典に出席し、祝辞を述べたところでございます。

12 月 29 日、市内各消防分団に歳末特別警戒管理者巡視を行い、分団員を激励したところでございます。

1 月 8 日、清水沢駅前公園において平成 24 年消防出初式を挙行し、観閲式に引き続き清水沢地区公民館で開催した式典において式辞を述べたところでございます。

1 月 8 日及び 1 月 21 日、北海道夕張親子で雪ん子リフレッシュキャンプ日本・カタール友好交流会に参加し、歓迎のあいさつを述べたところでございます。

1 月 8 日、清水沢地区公民館において挙行された平成 24 年夕張市成人祭式典に出席し、祝辞を述べたところでございます。

1 月 16 日、札幌市において開催されたゆうばり国際ファンタスティック映画祭 2012 記者発表に名誉大会長として出席し、あいさつを述べたところでございます。

1 月 20 日、首相官邸においてカタール国国務外務大臣ハリド・アル・アティーヤ閣下をはじめ東日本大震災の被災地の親子 3 組とともに野田佳彦内閣総理大臣を訪れ、カタール国がカタール・フレンドシップ・ファンド教育・福祉復興事業を設立したことや、カタール国とともに取り組む被災地支援によって新しい地域間連携・国際連携の形ができたことについて報告した後、夕張市の財政再建と地域再生に向けた要望書を提出し、再生振替特例債の償還財源確保と既存の枠組みを超えた財政支援等による財政再生計画の期間短縮について要望したところでございます。

1 月 20 日、南清水沢 3 丁目 27 番地 1 において記

載のとおり火災があったところでございます。ご覧いただければと思います。

1月22日、岩見沢市において開催された民主党緊急雪害対策会議に出席し、市内における降雪及び積雪の状況について報告した後、支援の要望を行ったところでございます。

1月22日においては岩見沢市、1月24日においては東京都、1月28日においては札幌市のそれぞれにおいて管内選出国會議員ほかを訪れ、1月20日に野田佳彦内閣総理大臣に対し夕張市の財政再建と地域再生に向けた要望書を提出したことを報告するとともに、再生振替特例債の償還財源確保と既存の枠組みを超えた財政支援等による財政再生計画の期間短縮について要望したところでございます。

2月1日、社会福祉法人雪の聖母園障がい者支援施設しみずさわ地域支援センターライフネットゆうばりにおいて開催されたライフネットゆうばり開設祝賀会に出席し、祝辞を述べたところでございます。

2月7日、北海道議会において市議会高橋一太議長及び角田浩晃副議長とともに北海道議会喜多龍一議長及び三津丈夫副議長ほかを訪れ、1月20日に野田佳彦内閣総理大臣に対し夕張市の財政再建と地域再生に向けた要望書を提出したことを報告するとともに、再生振替特例債の償還財源確保と既存の枠組みを超えた財政支援等による財政再生計画の期間短縮について要望したところでございます。

2月16日、東京消防庁との自治体間交流事業の一環として行われた夕張市消防事情調査を終えた東京消防庁職員による帰任に係る報告会を市役所応接室において開催し、調査を終えた職員に対しねぎらいの言葉を述べたところでございます。

2月20日、東京消防庁との自治体間交流事業の一環として行った東京消防庁予防実務者特別研修を終えた本市消防職員による帰任に係る報告会を市役所応接室において開催し、研修を終えた職員に対しねぎらいの言葉を述べたところでございます。

同じく20日、夕張市老人福祉会館において開催された平成23年度空知ブロック民生委員児童委員初

任者研修に出席をし、あいさつを述べたところでございます。

同じく20日、岩見沢市において開催された平成24年南空知ふるさと市町村圏組合第1回理事会及び議会第1回定例会に出席し、平成24年度事業計画及び歳入歳出予算について審議を行い、これを承認したところでございます。

2月23日、アディーレ会館ゆうばりにおいて開催されたゆうばり国際ファンタスティック映画祭2012開会式に名誉大会長として出席し、あいさつを述べたところでございます。

同じく23日、岩見沢市において開催された空知地方総合開発期成会平成23年度第2回定時総会に高島理事が代理出席し、平成24年度事業計画及び歳入歳出予算について審議を行い、これを承認したところでございます。

同じく23日、岩見沢市において開催された平成23年度空知地方開発予算懇談会に高島理事が代理出席し、国や北海道の新年度予算や事業内容について説明を受けた後、意見交換を行ったところでございます。

2月28日、夕張市民研修センターにおいて開催された第6回夕張市まちづくりマスタープラン策定委員会に出席し、策定委員に対しお礼のあいさつを述べたところでございます。

3月1日、北海道夕張高等学校において開催された平成23年度第20回夕張高校卒業証書授与式に出席し、祝辞を述べたところでございます。

1月10日から3月3日まで、市内において各種機関、団体の総会等が開催されましたので、次のとおり出席し、あいさつを述べたところでございます。ご覧いただければと思います。以上でございます。

現金及び物品等の寄附につきましては、別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄附がございました。

本議会を通じまして感謝の意を表し、報告に替えさせていただきます。以上、行政報告を終わります。

●議長 高橋一太君 はい、教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 平成 23 年 12 月 13 日より平成 24 年 3 月 8 日までの教育行政にかかわる主なものについてご報告申し上げます。

12 月 21 日、岩見沢市において開催の平成 23 年度第 4 回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席をし、空知教育局の各所管から報告を受けた後、当面する教育上の諸課題について協議を行ったところがあります。

1 月 8 日、清水沢地区公民館にて夕張市成人祭実行委員会の主催により、平成 24 年夕張市成人祭を挙行したところがあります。

当日の出席者につきましては 66 名、出席率 80.5 パーセントでありました。

1 月 27 日から 2 月 17 日まで、インフルエンザの集団感染により、夕張小学校においては学級閉鎖、学校閉鎖、ユーパロ幼稚園におきましては園の閉鎖をし、臨時休業の措置を講じたところがあります。

2 月 17 日、市役所 4 階会議室において夕張市特別支援教育連携協議会設置総会に出席をし、設置に当たってのあいさつを述べたところがあります。

本協議会は、障がい児にかかわる市内外の関係機関の代表が一堂に会することにより、障がいを持つ子どもに関する情報を共有し、お互いに連携をして支援、指導を行うことを目的として立ち上げたものであります。

2 月 19 日、清水沢清栄町において開催の社団法人天然記念物北海道犬保存会主催による第 170 回本部展覧会、第 107 回本部獣猟協議会に来賓として出席をし、歓迎のあいさつを行ったところがあります。

2 月 23 日未明、夕張市美術館が屋根に積もった雪の重みにより崩落しました。

夕張市美術館については、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 8 条の規定に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から加森観光株式会社、夕張リゾート株式会社と協定を締結し、指定管理を行っていたところがあります。

2 月 24 日、岩見沢市において開催の空知管内教育

実践表彰選考委員会に選考委員として出席をし、学校教育、社会教育の実践研究活動等においてその実績が顕著な個人及び団体について選考を行ったところであります。

3 月 1 日、夕張高等学校において開催の平成 23 年度第 20 回卒業証書授与式に委員長とともに来賓として出席したところがあります。

以上、報告とさせていただきます。

●議長 高橋一太君 これより、報告に対する質問を行います。

はい、島田議員。

●島田達彦君 行政報告について質問いたします。

2 月 23 日なんですが、北海道後期高齢者医療広域連合会の会議があったと思われるんですが、これは記載漏れでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、記載漏れかどうか含めてご答弁いただきたいと思います。

はい、課長。

●市民課長 芝木誠二君 2 月 23 日の後期高齢者広域連合の議会においては欠席をしております。

●議長 高橋一太君 はい、島田議員。

●島田達彦君 この日行われた北海道後期高齢者医療広域連合会、議員として市長の名前が挙がっていると思います。

全道における議員の数 28 名に対して、高齢化率の高い本市においては大事な会議、公務と思われるんですが、その辺どのようなお考えでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 ご質問にお答えいたします。

後期高齢者の議員は高齢化率が高い割合のところから選出をいただいて、私もお役目をいただいているところでございます。

議会についてはでき得る限り参加するような形を取っておりますけれども、他の公務と重複した場合についてはしっかりと優先順位を判断した上で、出席するか否かを判断をしております。

その中で、今回は他の公務を優先させていただいたということでございます。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、島田議員。

●島田達彦君 この日は市長、映画祭のあいさつで、そちらのほうが大変な公務だったというご判断なんでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 どちらも非常に重要なものであるというふうに考えておりますけども、後期高齢者広域連合の会議については欠席の判断をさせていただいたということでございます。

●議長 高橋一太君 はい、島田議員。

●島田達彦君 前期もですね、同じこの会議を市長欠席しまして、反省しているという答弁もあったと思いますが、行政サイドとしてはどのようなお考えなんでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 前市長の方からそういうお話があったのかもしれませんが、ゆうぱり国際ファンタスティック映画祭も市内における大きな行事でございます。

後期高齢者広域連合の議員として情報は絶えず共有はさせていただいておりますし、必要があれば議員として発言もしてまいりますけども、今回、同時に重なった場合にどちらかしか出席できない中で、市長として判断をして国際ファンタスティック映画祭のほうに参加をさせていただいたということでございます。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

はい、ほかにごございませんか。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 市長の行政報告の中の 2 月 7 日ですが、ここに最後のほうに既存の枠組みを超えた財政支援等による財政再生計画の期間短縮について要望したというふうにあります。

もう少し具体的に、わかりやすくお願いしたいんですが。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 お答えいたします。

既存の枠組み、現在の法律上の枠組みを超えた支援についてもご検討いただきたいというお話でございます。

●議長 高橋一太君 はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 そのことはもちろん、この文面を読めばわかるんですが、もう少し具体的に何か踏み込んだようなお話をされたのか、この文面の以上のことはないのか、その辺をちょっとお聞きしたかったんです。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 文面のとおりでございます。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

ほかにご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

教育行政のほうもよろしいですか。

ほかにはないようですありますから、日程第 2、市長並びに教育会委員長等の行政報告と報告に対する質問はこの程度で終結いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 9 号平成 23 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 10 号平成 23 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 11 号平成 23 年度夕張市診療所事業会計補正予算、議案第 12 号平成 23 年度夕張市水道事業会計補正予算、以上 4 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 9 号ないし議案第 12 号の 4 議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 9 号平成 23 年度夕張市一般会計補正予算につきましては、先般、3 月 7 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく予算と、計画変更に当たらない予算の組み替えによる補正を行おうとするものであります。

まず、1 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算の補正額 5 億 602 万 3,000

円の内訳につきまして、5 ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細によりご説明申し上げます。

まず全体を通じてですが、各款項にまたがり計上しております項目のうち、燃料費につきましては原油高騰に伴う燃料単価上昇による増額、除雪費につきましては豪雪に伴う増額、また、財源振り替えにつきましては国庫支出金及び繰入金による財源充当でございます。

16 ページをご覧ください。

2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、一般管理費において職員の普通退職に伴う人件費にかかわる経費、財産管理費においては寄附金収入を幸福の黄色いハンカチ基金やその他の基金にそれぞれ積み立てることとし、企画費においては日吉 2 号源泉設備管理の光熱水費と、幸福の黄色いハンカチ基金助成金にかかわる経費を計上するものであります。

次に、17 ページをご覧ください。

3 款民生費 1 項社会福祉費につきましては、支給対象者の増加に伴い、給付費並びに事務経費を増額計上するほか、予算の組み替えについて計上するものであります。

18 ページをご覧ください。

2 項児童福祉費につきましては、支給対象者の増加や入院による医療給付費の増、また、関連事務費の増額計上をするほか、予算の組み替えについて計上するものであります。

19 ページをご覧ください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、診療所事業会計で実施する改築事業について医療保健対策協議会において検討中であることから、実施の見送りによる繰出金の減額、共同浴場運営にかかわる経費などについて計上するものであります。

20 ページをご覧ください。

6 款商工費 1 項商工費につきましては、ユーパロの湯の施設保全にかかわる経費について計上するものであります。

22 ページをご覧ください。

7 款土木費 4 項住宅費につきましては、市営住宅の修繕にかかわる経費の増額を行うものであります。

23 ページをご覧ください。

8 款消防費 1 項消防費につきましては、団員の退職に伴う報償金を増額するものであります。

26 ページをご覧ください。

9 款教育費 3 項中学校費につきましては、給食調理場一元化に伴う関係経費の増額を行うものであります。

29 ページをご覧ください。

11 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、昨年度交付された補助金の精算によって生じる還付金を計上するものであります。

30 ページをご覧ください。

2 項過年度戻出金につきましては、平成 22 年 1 月に農産物処理加工センターの売買契約を行ったところではありますが、契約の相手方が代金を完済することが困難な状況にあること。仮に契約履行を求めて訴訟を提起しても契約が成立する可能性が極めて少なく、裁判の長期化も懸念されることから、市民の財産である当該施設の保全と売却先の速やかな再募集を最優先とし、今般、当該売買契約を解除することが適当と判断したところであります。

こうしたことから、契約解除に関する規定に基づき収入済みの売買代金を返還する必要があることから、その経費を計上するものであります。

7 ページに戻りまして、歳入につきましては歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するほか、旧地方道路譲与税の予算科目の新設を行うものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 110 億 124 万円となるものであります。

また、第 2 条繰越明許費の補正につきましては、4 ページ第 2 表繰越明許費補正のとおり、2 事業が年度内に完了が見込まれないことから、繰り越すものであります。

以上で平成 23 年度夕張市一般会計補正予算の説

明を終わります。

次に、議案第 10 号平成 23 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

まず、第 1 条歳入歳出予算の補正額 564 万 2,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

8 ページをご覧ください。

2 款保険給付費 2 項高額医療費につきましては、決算見込みに基づき所要の経費を計上するものがあります。

6 ページをご覧ください。

歳入につきましては、歳出における関連財源の計上を行うものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 19 億 8,531 万 8,000 円となるものであります。

以上で平成 23 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 11 号平成 23 年度夕張市診療所事業会計補正予算につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細からご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

2 款建設費 1 項施設建設費につきましては、市立診療所改築事業について医療対策協議会において検討中であることから、実施の見送りにより建設基本設計にかかわる経費と、財源である一般会計からの繰入金と同額減額するものであります。

これにより、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は 2,083 万 7,000 円の減額となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 1 億 6,660 万 8,000 円となるものであります。

以上で平成 23 年度夕張市診療所事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 12 号平成 23 年度夕張市水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第 2 条は、本年度予算第 2 条で定めた業務の予定

量について、実行見込みにより業務の予定量を補正しようとするものであります。

第 3 条は、本年度予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出について、実行見込み額により水道事業収益及び水道事業費をそれぞれ補正しようとするものであります。

この結果、水道事業収益から水道事業費を差し引いた経常利益は 3,579 万 7,000 円となる見込みであります。

2 ページをご覧ください。

第 4 条は、本年度予算第 4 条で定めた資本的収入及び支出について、実行見込み額により補正しようとするとともに、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及び補てん財源について補正しようとするものであります。

第 5 条は、本年度予算第 10 条で定めた利益剰余金の予定処分を補正しようとするものであります。

第 6 条は、本年度予算第 11 条で定めたたな卸資産購入限度額を補正しようとするものであります。

3 ページ以降につきましては予算に関する説明資料でありますので、内容の説明については省略させていただきます。

以上で平成 23 年度夕張市水道事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、議案第 9 号ないし議案第 12 号の 4 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

はい、角田議員。

●角田浩晃君 ひとつ確認しておきたいことがございます。

一般会計補正予算の中で、ページで言うと 30 ページになろうかと思いますが、農産物処理加工センターの売買契約の解除についてということと 1,150 万のいわゆる返金、解除したことによるお金を戻すということの数字がのってございます。

この中で、先日の行政常任委員会でもいわゆる建

物の保全に関して屋根にのった大量の雪をどうするかということの議論をしたところであります。

これはお伺いするところ、昨日市の職員が総出で何人か出たということの中で、危険を回避するために屋根の雪下ろしを行ったと。大変ご苦労さまでありますが、本来であればこれは管理をしなければならなかった元の契約者が負担すべき費用ということと、先日の委員会の中でもそういう委員総意の気持ちがあったと思いますが、これらの屋根の雪下ろしにかかるいわゆる市の職員を使ったのであれば費用弁償、本来であればこの 1, 150 の中からそれらを差し引いた中で先方にお戻しするという議論をしてきたはずですが、その辺の取り扱いについていかがでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、産業課長。

●産業課長 木村卓也君 角田議員のご質問にお答えします。

本日もこれからまだやらなきゃならない部分が残っておりまして、人数その他の時間等を精査した上で先方に承諾書をいただいた形で返還金から相殺しようと考えております。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 はい、角田議員。

●角田浩晃君 であれば、この一般会計に掲載されている 1, 150 から引くという考えでよろしいんですね。

●議長 高橋一太君 産業課長。

●産業課長 木村卓也君 はい、お答えいたします。

まず現年度に 60 万円の一部納付金がございますので、その中から差し引こうと考えております。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 はい、角田議員。

●角田浩晃君 そうすると、この一般会計の補正にかかわる 1, 150 はそのまま、そうでないところの 60 の中からそれを相殺するという考えでよろしいんですね。

●議長 高橋一太君 はい、産業課長。

●産業課長 木村卓也君 原則、現年度に納入されました 60 万から相殺しようと考えておりますが、まだですねほかに旅費等相殺する費用もございしますので、それが決定しましたらいくらになるかということが出るんですが、まだその辺の金額が確定しておりませんので、確定した段階で現年度分からですね、足りない分は過年度の中から差し引いて相殺して返金を考えております。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 4 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 4 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 19 号財産の処分についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 19 号財産の処分について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南清水沢 1 丁目地内において道営住宅が建設される予定であることから、市有地を北海道へ売却することについて夕張市財産条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 26 号事業契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 26 号事業契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 24 年度から開始する夕張市上水道第 8 期拡張計画に係る P F I 事業について事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進等に関する法律第 9 条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 1 号ないし議案第 8 号、議案第 16 号、以上 9 議案一括議題といたします。

この場合、市長から平成 24 年度市政執行方針、教育長から教育行政執行方針、さらには理事者から各議案の提案説明を順次聴取してまいります。

はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 平成 24 年第 1 回定例市議会の開会に当たり、市政執行における所信と

予算の編成方針を申し上げ、市議会並びに市民の皆様のご理解を得たいと思います。

3 月 11 日で、東日本大震災の発生からちょうど 1 年が経過しようとしております。

被災された方々が、国難とも言われるこの大災害に対し力強く立ち向かい、復興への道のりを歩んでおられることに深く敬意を表するものであります。

本市は、平成 19 年 3 月に総務大臣の同意を得て準用財政再建団体となって以降、これまで全国の多くの皆様から温かなご支援をいただいております。

そのようなことから、市民の皆様には被災地の方々のために何かをしたいという強い思いがあり、本市としてできることを模索していたところ、中東カタル国のご支援により、被災された東北 3 県の親子約 1,000 人もの方々に冬の夕張を体験していただくことができました。

今後ともこのような交流を継続していくことのできる方法を被災地の自治体の皆様とともに検討し、実施していきたいと考えております。

また、今回の冬の事業に関連し、1 月 20 日には野田佳彦内閣総理大臣と面談する機会をいただいたことから、日本唯一の財政再生団体の長として被災地の復興政策にはぜひ夕張の教訓を生かしていただきたい。被災地の自治体が財政破綻しないことはもとより、国の管理下に置かれ不自由な裁量の中で復興ができないことがないようお力を尽くしていただきたいとお伝えするとともに、本市の置かれている厳しい現状をしっかりと認識していただくため、再生振替特例債の償還財源の確保と財政再生計画の期間短縮について要望書をお渡しし、野田内閣総理大臣に政治の場において強いリーダーシップを発揮し、夕張の問題に取り組んでいただきたいと強く要請したところであります。

私は、昨年 4 月に市長に就任して以来、市民の皆様の声の原点とし、本市に漂っている大きな閉塞感を打破するためには、新たな可能性を創造し、真の再生を図ることが必要であると皆様にお伝えしてま

いりました。

また、これまでに市内外の多くの方々と議論を積み重ねる中で、夕張をふるさととする皆様の連帯の強さや夕張というまちが持つ情報発信力の大きさを改めて実感するとともに、一方で財政再生団体であるがゆえの歯がゆさを痛感したところでもあります。

改めて財政再生計画を俯瞰すれば、再生振替特例債の償還が終了する平成 38 年度まで残り 15 年間という長期にわたる計画であります。これは同時に市民の皆様から直接選挙により選んでいただいた市政執行者として、思いを託された者として、自主、自立を回復する戦いの期間であると考えております。

この 1 年は今後 15 年をいかにするのか非常に大きな意味を持つ年であり、不退転の決意で政治的課題である財政再生計画の期間短縮と市民の皆様が安心して幸せに暮らし続けられるまちをつくるために取り組んでまいります。

平成 24 年 2 月 17 日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱では、我が国財政は税収が歳出の半分すら賄えず、国及び地方の長期債務残高は平成 24 年度末には対 GDP 比 196 パーセントに達すると見込まれる極めて厳しい状況にあるとされております。

さらには、欧州政府債務問題を契機に全世界で財政リスクへの市場の懸念が高まっており、財政健全化は現在の社会保障の機能を維持していくためにも直ちに取り組んでいかなければならない課題となっていると記載されております。

国は、安全で希望と誇りが持てる社会の実現を目指し、社会保障制度と消費税の増税を含めた税の一体改革を実施し、安定的な財源確保と財政健全化を図ろうとしているものであります。

一方、世論は改革と同時に自ら身を律することを求めており、国会議員定数や国家公務員給与の削減についてさかんに議論されているところでもあります。

1 月 20 日に野田内閣総理大臣にもお伝えしましたが、本市においてはすでに議員定数を半減し、職員給与の大幅な削減を実施し、その上でさらに市民の皆様にご負担いただくなど前例にない大胆な行財政

改革を実行してきました。それでもなお、財政再生計画の期間は今後 15 年にも及ぶのです。

また、国が推進する地域主権改革は地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるという住民に身近な基礎自治体を重視し、自主的な判断と責任において地域の諸課題に取り組むことを求めておりますが、その対岸にあるのが本市であることは揺るぎのない事実であり、財政再生計画の変更の都度、総務大臣の同意が必要とされることから明らかであります。

地域主権改革の推進と財政再生計画を所管するのはいずれも総務省であり、この相対する状況を政治的な課題として捉え、一日も早い財政再生団体からの脱却を共に考え目指すことは喫緊の課題であると考えております。

次に地域の再生に向けた基本的な考えであります。財政再生計画の着実な遂行は本市の命題ではありますが、財政の再建と同時に市民の皆様が安心して幸せに暮らし続けられるまちを創る取り組みをいかに行うかが夕張の真の再生につながります。

そこで重要となるのは市民の皆様の声であり、小規模自治体である夕張だからこそできる取り組みとして市長と話そう会や市長とのふれあいトーク、さらにはモデル事業として実施している地域担当職員制度を通して常に耳を傾けるとともに、一方的な大衆主義ではなく、行政からも情報を発信しながら、できることとできないことを明確にした上で市政の運営を行ってまいります。

次に三者協議についてであります。今抱えている課題の解決方策を検討するため、本市と北海道、国との三者による協議を定期的に本市において開催します。

この三者協議は、実務者が財政再建、地域再生に向けた課題の整理と対応策を検討し、財政再生計画へ反映させることを目指すものであり、さらにその議論の中で明らかとなった高度な判断を要する事項については、必要に応じ夕張市長、北海道知事、総務大臣が協議することとなります。

これは、財政再生計画を着実に推進するための新たな取り組みであるとともに、三者協議による対応が同様な課題を抱えている旧産炭地など多くの財政状況の厳しい過疎自治体にとって、地域再生の先駆的な事例と成り得るものと考えております。

次に心豊かに安心して生活できるまちづくりについてであります。新たなまちづくりの方向性を行政と市民の皆様が共有するために夕張市まちづくりマスタープランを策定しています。

安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆーばり、すなわち歴史文化、自然環境を大切に持続可能な地域社会の構築に向けて市内の地域ごとに集約化を図り、各地域の特性を生かしたまちづくりにより、安心して幸せに暮らし続けられる環境づくりが重要であると考えます。

人口が1万500人台となり、未だ人口の流出に歯止めがかからず、少子高齢社会を体現している本市において、公営住宅など住宅環境を整備することは避けることのできない課題であります。

コンパクトなまちづくりを促すために、人口減少に伴い過剰となった市営住宅の再編事業を進め、既存住戸の設備改善等による長期的な維持活用、さらには道営住宅とも連携した安全安心の住宅供給を図ります。

また、市営住宅の活性化を図り利便性を高めるために入居要件を緩和することを目的とした条例の改正、さらには民間活力による賃貸住宅の建設促進、分譲地の販売促進、不動産情報の一元化を図る取り組みなどを行う考えであります。

次に市民の交通についてであります。市街地が各地に点在しており、行政面積も広大なことから、移動するための交通手段の確保が必要であります。

生活を支える公共交通ネットワークを再編するために、JR、路線バス、移送サービス等の交通事業者と行政の連携による生活の場面に合わせた役割の分担や、効率的な交通網の形成を進める取り組みを行います。

さらに、JR北海道ではデュアル・モード・ビー

クルを新夕張から夕張間で夜間走行試験を行ったところであり、JRと路線バスの一体的な連携も可能になることから、日本初の営業運転に向け積極的に誘致を働きかけてまいりたいと考えております。

また、市内の移動のみならず周辺市町村との広域連携を支える交通体系の充実も重要であり、効率的な交通網のあり方の検討を進めてまいります。

次に本市における地域医療のあり方についてであります。財政破綻により市立総合病院は診療所となり、規模が縮小され、指定管理者が運営を行うこととなり、5年が経過しました。

市内に開業されている診療所4カ所とともに、各地域において市民の皆様を健康を守っていただいております。

現在、老朽化した市立診療所の改築の検討も含め、医療保健対策協議会を開催し、夕張市における地域医療のあり方について広く市民の皆様からご意見をお聞きしながら、協議を進めているところであります。

地域医療をどうするかというこの大きな課題については、生活の安全安心に直結する問題として、市民、議会、行政が一体となって真摯に検討を行いながら結論を出していく考えであります。

また、高度な救急医療など市内では完結できない課題も多くあることから、広域的な連携がスムーズに図ることができるよう努めてまいります。

次に新たな可能性を創造するまちづくりについてであります。本市はかつて国のエネルギー供給基地として、国の発展を支えてまいりました。

現在、国全体のエネルギーのあり方が見直されようとしておりますが、本市には豊富な未利用地下資源があることから、大きな可能性を持っていると考えます。

本市は、国のエネルギー政策の転換によって大きな影響を受けてきましたが、その本市が再びエネルギー政策の転換により地域を再生していくことは日本の復興にもつながるものであり、積極的なエネルギー政策の推進について国に働きかけてまいりたい

と考えております。

次に夕張メロンを基幹とした産業振興であります。本市には日本一と誇れる夕張メロンがあり、地域ブランドとして、また北海道の夏の始まりの代名詞として大きな可能性を秘めております。

今日の名声は、寒暖の差が 40 度を超える厳しい自然条件の中で生産者のたゆまぬ努力の積み重ねにより築かれたものであり、今後とも J A 夕張市と密接な連携を図りながら販路を拡大するとともに、各種農業団体との定期的な協議の場を新たに設け、農業の振興を図ってまいります。

また、首都圏の経済界とのつながりを活用し、積極的な企業誘致や、夕張ブランドの全国化、国際化のため、夕張物産展を継続開催するなど、地域産業を振興する考えであります。

次に新たな自治体間連携についてであります。平成 18 年以降、道内外の 13 自治体から 52 名の応援職員の派遣を受け、現在も北海道や東京都を始めとして 7 自治体 20 名の応援職員の派遣を受けております。

人口 1 万人規模でこれほど多くの自治体との交流を行っている都市はほかにはなく、様々な立場からの意見交換が可能となり、多様な情報を交換しあうことで新たな視点による政策の立案や、職員個々のスキルアップにつながっているものと考えております。

また、行政区域を超えた東京都との連携ではすでに消防職の相互交流や公営住宅、水道事業など専門的な知識を有する業務の事務改善に向けた意見交換などを行っており、職員の専門性の育成につながっていくものと考えております。

さらに、東京の子どもたちに夕張を体験してもらい、未来の夕張応援隊を育成するための取り組みについて検討を進めております。

次に、平成 24 年度の予算編成について申し上げます。

平成 24 年度の予算編成に当たっては、平成 23 年度における歳入歳出予算の執行状況を踏まえ、平成

24 年度においても経費の全般について適正化を図り、着実に財政再建を推進するとともに、地域再生のために限られた財源の中で効果的な政策展開を図ってまいります。

平成 24 年度は財政再生計画 4 年目の予算編成となるものであり、その主な特徴はまず財政再生計画に登載した事業として、市営住宅 20 戸の建設など市営住宅再編事業にかかわる経費及び汚泥再生処理センター建設に係る環境影響調査等の整備基本計画策定にかかわる経費などです。

財政再生計画に登載していない新規事業としては、市民生活に関する経費として市内 4 箇所に簡易な行政窓口設置経費、市道の歩行者安全対策として落雪防護柵設置に関する経費、保健福祉に関する経費として子育て世代の悩み解消のための経費、子宮頸がん等ワクチン接種に関する経費、教育に関する経費として小学生の基礎学力向上のための経費、産業、地域振興に関する経費として寄贈を受けた歴史的展示品等の数量把握や分類整理のための経費、夕張、むかわ、日高、占冠による新たな広域連携企画事業のための経費など生活基盤の整備に係る経費、将来のまちづくりに資する経費などが盛り込まれております。

これら予算の執行に当たっては、歳入歳出全般にわたって適正化を図りつつ円滑な事業推進に努め、市民生活の安全安心と地域の活性化が一層図られるよう対応してまいります。

次に特別会計についてであります。

国民健康保険事業会計につきましては医療費の適正化をより一層推進し、引き続き収納率向上対策に取り組むなど保険事業の安定化を図るとともに、単年度収支の均衡に努めながら運営を行ってまいります。

次に介護保険事業会計についてであります。平成 23 年度に新たに作成した平成 24 年度から平成 26 年度までを対象とする第 5 期介護保険事業計画に基づき、計画の円滑な実施を基本として介護保険制度の持続的な運営を行ってまいります。

後期高齢者医療事業会計につきましては、運営実施主体が北海道後期高齢者医療広域連合であることを踏まえ、引き続き制度の円滑実施を基本としつつ、制度変更などに対応できるよう、広域連合ともさらに連携を図ってまいります。

公共下水道事業会計につきましては、経営健全化計画により平成 21 年度において累積赤字を解消し、以降、収支均衡を図ってきたところであります。

今後においても施設・設備等の長寿命化対策に取り組むとともに、歳入の確保と一般会計からの計画的繰り入れにより、経営健全化に一層取り組んでまいります。

最後に水道事業会計についてであります。平成 24 年度より実施する P F I 事業により老朽化した施設の更新とその後の維持管理を行い、業務の効率化を図るとともに、安全で安定した水道水の供給に取り組んでまいります。

その他の会計につきましても、引き続き収支の均衡を図りながら適正な運営に努めてまいります。

以上、平成 24 年度の市政執行と予算編成の方針について申し上げます。

財政再生計画は着実に実行しなければならないものではありませんが、必要に応じて変更すべきものでもあり、新たな可能性の創造が夕張の未来を築くものと信じております。

そのためには、柔軟で機敏な市政運営を行い、機会を失することなく、時代の流れをとらえ、本市が今何をすべきか政治的な課題としても取り組んでいく所存であります。

安心して市民の皆様が生活できる環境を作り、財政の再建と地域の再生に向け、一日も早く財政再生団体からの脱却を目指す所存であります。

平成 18 年 6 月に財政再建団体となることを表明して以来、5 年 9 カ月が経過し、人口は約 2,600 人減少しております。

一人ひとり思いは様々ですが、ふるさと夕張への思いは深く、今でも心はつながっているものと信じており、その方々の思いをしっかり受け止め、一日

も早く本市の真の再生を果たす所存であります。

市議会及び市民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ありがとうございます。

●議長 高橋一太君 はい、教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 平成 24 年度の教育行政執行方針をご審議いただくに当たり、その大綱を申し上げ、市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

教育基本法は、教育は人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成にあると、その目的を指し示しており、教育の基本理念を明確にしているところであります。

これらの理念を踏まえ、市民の信頼と期待に応えるために必要な教育環境の整備を図り、教育の質を高めていくことは極めて重要であります。

少子高齢化の進行による地域人口の減少、地域社会の変化など厳しい状況にあっても、地域の温かいまなざしの中で夕張の未来を担う子供たちが人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく成長していくよう取り組むとともに、夕張市民一人ひとりが生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、学習し、生きがいを持って生活できる生涯学習社会を展望し、教育行政の執行に努力してまいります。

まず、新しい学校づくりの推進についてであります。

自然豊かな緑の大地とヤマの歴史、そこに住む市民の苦闘の歴史により築かれた郷土夕張に誇りを持ち、自主・自立の精神に満ちあふれ、心豊かに共に支え合い、夢や希望に向かってたくましく生きる人を育むことを基本理念としながら、小・中一校体制のもと、地域との連携、地域の方々との協働を通して、夕張ならではの新しい学校づくりを進めてまいります。

第一には、学校が地域住民の考えを把握し、学校運営に反映させたり、地域の協力を得て学校を運営することを目的に立ち上げた夕張市小・中学校サポ

一ト会議の機能を十分に活用し、地域に開かれた学校を基盤として、地域の特性や課題をもとに、生きる力と心のふれあいを育むことのできる教育を目指します。

また、教育活動の成果を診断・評価する学校評価をもとに、その結果をPTA諸会議や学校だよりなどを通して保護者、地域に公表し、ご意見をいただく中で特色ある学校づくりに取り組んでまいります。

第二には、地域の教育力を活性化するため、学校支援地域本部事業の充実を図り、夕張市全体で学校教育を支援する地域に開かれた学校づくりを推進してまいります。

第三には、幼・小・中・高校間の連携を深めるため、夕張市学校連携協議会を通して共に夕張の子どもたちを育てるという視点に立ち、地域の人々の期待と信頼に応える教育活動の充実に努めてまいります。

また、学ぶことに楽しさや成就感を持ち、基礎的な力を確実に定着させる学習指導を行うとともに、体験的な学習、地域の自然、社会の素材を活用した学習や総合的学習の時間の充実を図ります。

小学校にあっては、児童の学習・学力の向上を図るため、十分な調査、分析をもとに個々の児童の状況を把握し、学習した内容が確実に身につくよう取り組みを進めるとともに、学校支援ボランティアや学生ボランティアなどとも連携し、児童の学力、体力の向上に努めてまいります。

中学校においては、千歳市並びに栗山町と連携し、デジタル教材やeラーニングシステムを理科のほか複数教科における授業での活用に取り組んでまいります。

特別な支援を必要とする生徒一人ひとりに対しきめ細やかな指導を行うため、小学校で高い教育効果をあげている特別支援教育支援員を中学校に配置いたします。

また、外国語指導助手を活用した中学校での外国語活動の充実と、小学校における国際理解教育、外国語活動の推進に努めてまいります。

読書活動につきましては児童生徒がより豊かに生きるために大切であることから、学校や家庭で読書に親しむ機会を増やすよう努めるとともに、図書コーナーと学校図書館との連携や巡回文庫の充実など、読むことに対する興味、関心を高めるための取り組みを進めてまいります。

生徒指導につきましては、子どもたちが明るく元気に学校生活を送れるように、教職員が一体となり、児童生徒の悩みや苦しみの早期発見、早期対応のために定期的な相談日の設定や日々コミュニケーションを深める体制を築くとともに、行政、学校、家庭、地域と連携し、情報の共有と専門性の活用を図り、いじめや不登校の未然防止など生徒指導の課題解決に努めてまいります。

教材・教具、備品等の整備や校舎等の維持補修など教育環境整備につきましては、財政再生計画を進めていく中で児童生徒の学習活動に支障がないよう努めてまいります。

児童生徒の健康と安全指導につきましては、夕張中学校体育館の抜本的な落雪対策を行うほか、生命の尊さ、体力の向上、運動能力の助長や健康で安全な生活を営む能力を育成するため、武道も含めた体育授業の充実、学校安全並びに交通安全指導の推進について、地域、関係団体とも連携を深めてまいります。

児童生徒の通学につきましては、交通安全にかかわる施設設備やICTを活用した取り組みなど、ハード、ソフト両面における対策の充実を図るとともに、市内各地域に結成されている自主防犯組織などとも連携し、児童生徒が安全安心に通学できる体制を地域ぐるみで進めてまいります。

また、通学にかかわる新たな課題などにつきましては、関係者で構成する夕張市通学方法等検討委員会において情報の共有と十分な検討を行い、児童生徒と保護者の目線に立って適切に対応してまいります。

特別支援教育につきましては、対象児童生徒の宿泊学習を実施するなど社会との様々な交流の場を設

けるとともに、夕張市特別支援教育連携協議会を活用し、指導の充実に努めてまいります。

学校保健につきましては、引き続き学校、保健所など関係機関と緊密に連携し、インフルエンザなど感染症の予防対策に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全な食材を使用し、児童生徒の発達段階に即した献立の充実など、自校方式の利点を最大限に生かし、子どもたちに喜ばれる給食を提供してまいります。

また、食に対する指導計画、実践を通して食育の充実に努めるとともに、保健所など関係機関と緊密に連携し、食中毒など給食事故を防止し、安全で安心な学校給食を提供してまいります。

これら学校教育の充実のため、教職員が自らの使命と専門性を高めることの意義を踏まえ、児童、生徒の学力向上に向け日常の教育実践や工夫を積極的に行うとともに、学校内外における授業研究と共同研究の推進、その公開等、研究・研修の充実に努め、教職員の資質向上に努めてまいります。

また、教職員の校務処理の効率化と負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間をより一層確保するため、小中学校に校務用パソコンの配置を進めてまいります。

教職員人事につきましては、学校統合による激変緩和措置及び学級編制基準や定数増の改善等を北海道教育委員会に要請するなどして、職員配置の適正化を図ってまいります。

教職員の健康管理では、生活習慣病や心の病の未然防止に努めるとともに、早期発見のための検査等を積極的に進め、疾病の早期治療を働きかけてまいります。

ユウパロ幼稚園につきましては、地域の保育園、学校、福祉施設などとの交流を通し、様々な人々との触れ合い体験による社会性の育成や、英語で遊ぶ、自然に学ぶなど、学びと遊びを中心とした教育課程の充実に努めるなど、魅力ある幼稚園づくりを通じ引き続き園児の確保に努めてまいります。

当市における中学生の減少は今後も続くものと推

計されることから、夕張市における後期中等教育の将来的なあり方と高校の存続について、夕張市高校対策委員会の設置など広く関係者の意見を聞く中で、検討協議を進めてまいります。

次に、心豊かな人と文化を育む生涯学習社会の推進についてであります。

生涯学習の推進につきましては、策定した第5次社会教育中期計画の基本理念と方針に基づき、生涯学習の観点に立った社会教育行政を取り進めてまいります。

市民が心身ともに豊かで健やかな、潤いのある生活を営むために社会教育が果たす役割は大きなものがあり、文化団体、体育団体、各種の市民団体やサークルなどとの連携を図り、その活動を支援し、文化、芸術の振興に努めてまいります。

社会教育の対象は幼児から高齢者まで極めて幅広く、そのニーズも多種多様なものがあります。しかしながら、財政再生における厳しい状況の下にあっても、そのニーズに応えることもまた教育行政に求められているところです。

生涯学習関係の市民グループや北海道教育大学岩見沢校との継続的な支援、協力による学習機会の提供などの取り組みを推進してまいります。

青少年教育につきましては、全市横断的な子どもとの交流を促す中で、社会的ルールや自主性を身につけ、思いやりの心を育てていくことが重要であると考慮しており、家庭や関係団体などとも連携しながらその充実に努めてまいります。

また、児童、生徒に対し生の舞台芸術など優れた芸術作品に接する機会を設けることにより子どもたちの豊かな情操を育むため、芸術鑑賞事業の充実に努めるとともに、全市の児童生徒と市民文化グループとが協働で開催する音楽発表会の充実に努め、新たな市民文化の創造を図ってまいります。

高齢者教育につきましては、引き続きもも倶楽部、高齢者学級を開設し、生きがいや健康をテーマに保健行政など関係機関とも連携して、講座の充実に努めてまいります。

文化財の保護、活用につきましては、貴重な動植物が生息する夕張岳の自然環境を守る活動、夕張の歴史を語る建造物や資料を守る活動などを関係行政機関や市民団体と連携して情報の発信、啓発活動などに取り組んでまいります。

また、小中学校においては郷土学習を通してヤマの歴史などについて学ぶ機会を推進するとともに、夕張中学校に整備したゆうばり歴史・教育資料室については、引き続き広く市民の皆様へ公開してまいります。

図書コーナーにつきましては、市民の身近な学習施設であることから、蔵書の充実に努めるとともに、図書貸出し業務のほか、図書まつりの開催、読み聞かせ活動、巡回文庫、道立図書館の協力事業などを市民ボランティア組織などの協力をいただきながら、市民、子どもたちのための読書活動を推進いたします。

また、インターネットによる図書検索システムを活用し、道立図書館等との連携強化、運営の効率化、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

清水沢地区公民館での図書の貸出しについては配置図書数の増に努め、利用者の利便性の向上と運営の充実に努めてまいります。

美術館につきましては現在、ご承知のような状況にあります。被害状況を調査中ではありますが、関係団体等と十分に協議しながら、今後のあり方や収蔵品等の活用について検討を進めてまいります。

文化スポーツセンター、テニスコート、平和運動公園、清水沢プールについては、市民の利用にとどまらず、市外のスポーツ愛好家も利用する貴重な体育施設でもあることから、利用者への利便性を考慮し必要な整備を行うとともに、創意工夫を重ね管理運営を行ってまいります。

また、東京都との連携などによる施設利用の拡大を図るとともに、ネーミングライツによる新たな財源確保に努め、子どもからお年寄りまで気軽に楽しくスポーツに親しむことができる施設運営を進めてまいります。

指定管理などにより運営されている市民健康会館、南部市民体育館、市営球場、紅葉山パークゴルフ場、夕張岳ヒュッテにつきましては地域の貴重な体育施設であることから、引き続き指定管理者などと連携し、運営の円滑化と利用促進を図ってまいります。

また、これら施設において開催されるスポーツ大会、イベント等の実施に当たっては、主催者や各種競技団体との連携を図りながら、必要な支援協力を行うなど、体育、スポーツの振興と施設の有効活用を推進してまいります。

教育委員会といたしましては、どんな厳しい状況下にあっても故郷夕張の自然、歴史や風土の上に立って新しい社会の変化に柔軟に対応しながら、力強く、心豊かに生きていく子どもたちを育てること、そして夕張市民が文化、芸術、スポーツに触れ、様々な活動を通して学習し、毎日の生活を健康で明るく楽しめるよう努力してまいります。

以上、平成 24 年度の教育行政執行方針についてその概要を申し上げましたが、市民の負託に応える教育の推進に誠心誠意努めてまいりますので、市議会並びに市民各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 皆様にお諮りをいたします。

ちょうど昼食休憩に入りましたので、午後 1 時まで昼食休憩といたしまして、午後 1 時から理事の方から各議案の提案説明の聴取をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、午後 1 時まで昼食休憩に入りたいと思います。

午後 0 時 0 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

●議長 高橋一太君 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この場合、各議案の提案説明を順次聴取してまいります。

理事者側から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第1号ないし議案第8号、議案第16号の9議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第1号平成24年度夕張市一般会計予算につきましては、3月1日の臨時市議会の議決を経て、7日、総務大臣から変更の同意をいただいた財政再生計画に基づき編成いたしました。

まず、予算書の1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算につきましては、その総額を95億3,294万6,000円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により歳出から主な経費や対前年増減の内容についてご説明申し上げます。

なお、各款にわたって計上されております人件費につきましては、平成24年4月1日現在における人員と配置を見込み、所要額を計上いたしております。

53ページをご覧ください。

1 款議会費につきましては、議会議員共済会負担金の算定率の改定などにより、対前年比で減額となるものであります。

次に2款総務費になりますが、55ページをご覧ください。

1 項総務管理費につきましては、職員の定年退職に伴う職員手当等や、再生振替特例債の元金償還に備え積み立てる減債基金積立金、また、耐震化促進に向けた建築物耐震改修計画策定委託料などにより増額となるものであります。

61ページをご覧ください。

2 項地域振興費につきましては、前年度実施の石炭博物館改修事業の終了などにより減額となるものであります。

62ページをご覧ください。

3 項徴税費につきましては、確定申告支援システム更新経費などにより増額となるものであります。

64ページをご覧ください。

4 項戸籍住民基本台帳費につきましては、人員配

置による人件費などにより減額となるものであります。

66ページをご覧ください。

5 項選挙費につきましては、前年度実施の市長、市議会議員選挙執行経費などにより減額となるものであります。

67ページの6項統計調査費及び68ページの7項監査委員費につきましては、人員配置による人件費などにより減額となるものであります。

次に3款民生費になりますが、69ページをご覧ください。

1 項社会福祉費につきましては、後期高齢者医療費給付費負担金などで増額となるものであります。

75ページをご覧ください。

2 項児童福祉費につきましては、子ども手当給付費などにより減額となるものであります。

78ページをご覧ください。

3 項生活保護費につきましては、前年度実施の生活保護システムの整備終了などにより減額となるものであります。

続いて、4款衛生費になります。

80ページをご覧ください。

1 項保健衛生費につきましては、診療所事業会計への繰出金などにより減額となるものであります。

85ページをご覧ください。

2 項清掃費につきましては、前年度実施のごみ埋立地施設汚水処理・回転円板装置更新工事の終了などにより減額となるものであります。

次に、5款農林業費になります。

88ページをご覧ください。

1 項農業費につきましては、農山漁村活性化プロジェクト事業の終了などにより減額となるものであります。

90ページをご覧ください。

2 項林業費につきましては、林道管理にかかわる経費の新規計上などにより増額となるものであります。

次に、6款商工費になります。

91 ページをご覧ください。

1 項商工費につきましては、空知産炭地域総合発展基金を活用した進出企業の設備投資に対する助成経費などにより増額となるものであります。

続いて、7 款土木費になります。

93 ページをご覧ください。

1 項土木管理費につきましては、債務負担行為に基づく土地購入費などにより減額となります。

94 ページをご覧ください。

2 項道路橋りょう費につきましては、道路及び橋りょうの維持管理にかかわる経費により減額となるものであります。

97 ページをご覧ください。

3 項都市計画費につきましては、都市計画マスタープラン策定等事業の終了と、債務負担行為に基づく土地購入費などにより減額となります。

99 ページをご覧ください。

4 項住宅費につきましては、市営住宅再編事業など各経費の見直しと、前年度実施の債務負担行為の繰り上げ償還終了などにより減額となるものであります。

次に、8 款消防費になります。

102 ページをご覧ください。

1 項消防費につきましては、消防救急無線のデジタル化への更新にかかわる電波伝搬調査などの計上により増額となるものであります。

次に、9 款教育費になります。

106 ページをご覧ください。

1 項教育総務費につきましては、遠距離通学等支援で特別支援学級に在籍する児童生徒数の減少に伴うタクシー運行経費と、学校教育活動にかかわる経費の見直しなどにより減額となるものであります。

110 ページをご覧ください。

2 項小学校費につきましては、学校施設の維持管理にかかわる経費により減額となるものであります。

113 ページをご覧ください。

3 項中学校費につきましては、各経費の見直しにより増減いたしますが、体育館の落雪対策にかかわ

る工事経費の新規計上により増額となるものであります。

116 ページをご覧ください。

4 項社会教育費につきましては、人員配置による人件費などにより減額となるものであります。

117 ページをご覧ください。

5 項保健体育費につきましては、プールのろ過装置更新工事など施設設備の整備にかかわる経費などの計上により増額となるものであります。

続きまして、120 ページをご覧ください。

10 款公債費につきましては、起債元利償還金の年次償還により減額となるものであります。

120 ページをご覧ください。

11 款諸支出金につきましては、前年度決算見込みを参考に法人市民税の還付について増額を見込み、計上するものであります。

122 ページをご覧ください。

12 款予備費につきましては、前年度同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は 95 億 3,294 万 6,000 円となるものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

10 ページをご覧ください。

1 款市税につきましては、前年度の収入見込みなどを勘案し計上いたしました。

入湯税を除き各税とも減額となり、市税総額では減額計上となるものであります。

16 ページの 2 款地方譲与税から 25 ページの 10 款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度の収入見込みや地方財政計画などを参考に算定したものであります。

26 ページをご覧ください。

11 款分担金及び負担金につきましては、前年度の収入見込みや歳出との関連において見込み計上するものであります。

27 ページをご覧ください。

12 款使用料及び手数料につきましては、前年度の収入見込みなどを勘案し計上いたしましたが、共同

浴場使用料、市営住宅使用料により総体で減額となるものであります。

31 ページの 13 款国庫支出金から 39 ページの 14 款道支出金につきましては歳出との関連において見込み計上するものであり、除雪ドーザの更新に係る建設機械整備費補助金などで増額となりますが、社会資本整備総合交付金、障害者自立支援事業費等補助金、子ども手当負担金などで減額となり、また、生活保護費負担金など事業費の見直しに伴う減額などにより、総額では減額となるものであります。

40 ページをご覧ください。

15 款財産収入につきましては各費目で増減いたしますが、前年度売却した道営住宅建設に伴う不動産売却収入により減額となるものであります。

42 ページをご覧ください。

16 款寄附金につきましては夕張まちづくり寄附金の収入を見込み、計上するものであります。

43 ページをご覧ください。

17 款繰入金につきましては歳出との関連において計上いたしますが、幸福の黄色いハンカチ基金、財政調整基金、財政再生計画調整基金など各基金の活用により増額となるものであります。

45 ページをご覧ください。

18 款繰越金につきましては平成 23 年度事業の繰越しに伴い、科目を計上するものであります。

46 ページをご覧ください。

19 款諸収入につきましては、歳出との関連や前年度の収入見込み、算定基準などをもとに計上いたしますが、前年度実施の空知産炭地域総合発展基金のいわゆる旧基金事業の終了により減額となるものであります。

52 ページをご覧ください。

20 款市債につきましては歳出との関連において見込み計上いたしますが、過疎対策事業債につきましては新過疎法により財源措置されたソフト事業分を計上するものであります。

以上、歳入の総額は歳出と同額となるものであります。

1 ページに戻ります。

第 2 条地方債につきましては 7 ページの第 2 表に記載のとおり、起債の目的に応じそれぞれ借入れをしようとするものであります。

1 ページの第 3 条歳出予算の流用につきましては、記載のとおり定めようとするものであります。

このほか、124 ページ以降に記載されております付属資料につきましては、ただいまご説明申し上げました事項に関連する説明資料となっております。

以上で平成 24 年度夕張市一般会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 2 号平成 24 年度夕張市国民健康保険事業会計予算についてご説明申し上げます。

138 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算につきましては、その総額を 18 億 7,697 万 2,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

159 ページをご覧ください。

1 款総務費につきましては、人件費をはじめとする夕張市国民健康保険運営に係る事務経費を計上するものであります。

164 ページをご覧ください。

2 款保険給付費につきましては、前年度の給付見込み及び人口減少率を勘案し、減額とするものであります。

169 ページの 3 款後期高齢者支援金等、170 ページの 4 款前期高齢者納付金等につきましては、前年度の決算見込みに基づいた額を計上するものであります。

171 ページをご覧ください。

5 款老人保健拠出金につきましては、老人保健制度における事務費拠出金の精算等に係る経費について計上するものであります。

172 ページの 6 款介護納付金、173 ページの 7 款共同事業拠出金につきましては、算定基準及び前年度の決算見込みに基づいた額を計上するものであります。

す。

174 ページをご覧ください。

8 款保健事業費につきましては、特定健康診査事業等の実施に要する経費を計上するものであります。

175 ページをご覧ください。

9 款諸支出金につきましては、過年度の国庫支出金に過誤納還付金が生じたことから増額となるものであります。

176 ページをご覧ください。

10 款予備費につきましては、前年と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は 18 億 7,697 万 2,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

144 ページをご覧ください。

1 款国民健康保険料につきましては、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金との関連において算定基準等によりそれぞれ見込み計上するものであります。

145 ページから 147 ページまでの 2 款国庫支出金、148 ページの 3 款療養給付費等交付金につきましては、それぞれ歳出との関連において算定基準等により見込み計上するものであります。

149 ページをご覧ください。

4 款前期高齢者交付金につきましては、算定基準により見込み計上するものであります。

150 ページから 151 ページの 5 款道支出金、152 ページの 6 款共同事業交付金につきましては、それぞれ歳出との関連において算定基準等により見込み計上するものであります。

153 ページをご覧ください。

7 款財産収入につきましては、国民健康保険準備基金に係る利子について計上するものであります。

154 ページをご覧ください。

8 款繰入金につきましては、繰入れ基準等に基づき一般会計からの繰入金を計上するものであります。

155 ページをご覧ください。

9 款諸収入につきましては前年度同額を計上する

ものであります。

158 ページをご覧ください。

10 款繰越金につきましては前年度決算見込みにおいて剰余金が見込まれることから、繰越金を計上するものであります。

以上、歳入の総額は歳出と同額となるものであります。

138 ページに戻りまして、第 2 条債務負担行為につきましては 141 ページの 1、第 2 表に記載のとおり医療受給者証システムの更新に当たり、その期間の限度額について定めようとするものであります。

以上で平成 24 年度夕張市国民健康保険事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号平成 24 年度夕張市市場事業会計予算についてご説明申し上げます。

夕張市公設地方卸売市場の管理につきましては平成 23 年度から指定管理者制度による管理を行っていることから、大きく予算規模が減少しております。

183 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算につきましては、その総額を 5,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により歳出からその内容についてご説明申し上げます。

191 ページ、1 款総務費につきましては市場管理基金に前年度決算見込みによる剰余金等を積み立てるものであります。

以上、歳出の総額は 5,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

188 ページをご覧ください。

1 款使用料及び手数料につきましては、土地使用料を計上するものであります。

189 ページをご覧ください。

2 款財産収入につきましては、基金の利子収入を計上するものであります。

190 ページをご覧ください。

3 款繰越金につきましては前年度決算見込みを勘案し、計上するものであります。

以上、歳入の総額は歳出と同額となるものであります。

以上で平成 24 年度夕張市市場事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 4 号平成 24 年度夕張市公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

192 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算につきましては、その総額を 2 億 8,211 万 8,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

203 ページをご覧ください。

1 款公共下水道費につきましては、人件費をはじめとする各経費のほか、平和浄化センター中央監視設備更新事業により増額計上となるものであります。

205 ページをご覧ください。

2 款公債費につきましては、起債元金及び利子の償還金を減額計上するものであります。

206 ページの 3 款諸支出金、207 ページの 4 款予備費につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は 2 億 8,211 万 8,000 円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

198 ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金につきましては、一般会計からの負担金を前年度と同額計上するものであります。

199 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料につきましては前年度の収入見込み等を勘案し、減額計上するものであります。

200 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金につきましては、歳出との関連において見込み計上するものであります。

201 ページをご覧ください。

4 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を計上するものであります。

202 ページをご覧ください。

5 款市債につきましては、歳出との関連において見込み計上するものであります。

以上、歳入の総額は歳出と同額となるものであります。

192 ページに戻りまして、第 2 条地方債につきましては 195 ページ第 2 表に記載のとおり借り入れしようとするものであります。

以上で平成 24 年度夕張市公共下水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 号平成 24 年度夕張市介護保険事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成 24 年度については、介護保険法第 117 条に基づき厚生労働大臣が定める基本方針等に即して本市が定める第 5 期介護保険事業計画の初年度となります。

215 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算につきましては、その総額を 14 億 4,619 万円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

233 ページをご覧ください。

1 款総務費につきましては、各経費の見直しや人件費などを勘案し、増額とするものであります。

238 ページをご覧ください。

2 款保険給付費につきましては前年度のサービス利用状況などを勘案し、第 5 期介護保険事業計画に基づき算定基準により減額となるものであります。

245 ページをご覧ください。

3 款サービス事業費につきましては、業務内容に応じて算定基準により計上するものであります。

246 ページをご覧ください。

4 款地域支援事業費につきましては、制度の改正や各経費の見直しにより減額となるものであります。

248 ページをご覧ください。

5 款基金積立金につきましては、基金に係る利子積立金を計上するものであります。

249 ページをご覧ください。

6 款諸支出金につきましては、介護保険料過年度過誤納還付金を増額するものであります。

250 ページをご覧ください。

7 款予備費につきましては、前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は 14 億 4,619 万円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

220 ページをご覧ください。

1 款介護保険料につきましては、第 5 期介護保険事業計画に基づき保険給付費を勘案し、算定基準により見込み計上するものであります。

221 ページから 222 ページの 2 款国庫支出金、223 ページの 3 款支払基金交付金、224 ページから 226 ページの 4 款道支出金につきましては、それぞれ歳出との関連において算定基準などにより見込み計上するものであります。

227 ページをご覧ください。

5 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を計上するものであります。

229 ページをご覧ください。

6 款財産収入につきましては、基金に係る利子について計上するものであります。

230 ページをご覧ください。

7 款サービス収入につきましては、歳出との関連において算定基準などにより見込み計上するものであります。

231 ページをご覧ください。

8 款諸収入につきましては、前年度と同様の計上内容であります。

以上、歳入の総額は歳出と同額となるものであります。

以上で平成 24 年度夕張市介護保険事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 6 号平成 24 年度夕張市診療所事業会計予算についてご説明申し上げます。

258 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算につきましては、その総額を

1 億 6,569 万円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

267 ページをご覧ください。

1 款総務費につきましては、施設の老朽化に起因する光熱水費増高経費に係る負担金、並びに地域医療の確保に必要な病床維持経費に係る負担金を計上するものであります。

268 ページをご覧ください。

2 款公債費につきましては、起債元金及び起債利子の償還金を計上するものであります。

以上、歳出総額は 1 億 6,569 万円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

263 ページをご覧ください。

1 款診療所事業収入につきましては、旧市立総合病院に係る診療収入について見込み計上するものであります。

264 ページをご覧ください。

2 款財産収入につきましては、不用となった薬剤などの売払い収入を計上するものであります。

265 ページをご覧ください。

3 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を計上するものであります。

以上、歳入総額は歳出と同額となるものであります。

以上で平成 24 年度夕張市診療所事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 7 号平成 24 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算についてご説明申し上げます。

271 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算につきましては、その総額を 2 億 7,754 万 7,000 円と定めようとするものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細により歳出から主な内容についてご説明申し上げます。

281 ページをご覧ください。

1 款総務費につきましては、人件費をはじめとす

る経費を計上するものであります。

283 ページをご覧ください。

2 款分担金及び負担金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金及び事務費負担金を計上するものであります。

284 ページの3 款諸支出金、285 ページの4 款予備費につきましては前年と同額を計上するものであります。

以上、歳出の総額は2億7,754万7,000円となるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

276 ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で算出した保険料を計上するものであります。

277 ページをご覧ください。

2 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を計上するものであります。

278 ページの3 款繰越金、279 ページの4 款諸収入につきましては前年度と同額を計上するものであります。

以上、歳入の総額は歳出と同額となるものであります。

以上で平成24年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号平成24年度夕張市水道事業会計予算についてであります。1ページをご覧ください。

第2条は、平成24年度における業務の予定量を定めるものであります。

平成24年度は、給水件数5,313件、年間総配水量約137万6,000立方メートルを予定しております。

第3条は、当年度の収益的収入及び支出の予定額を計上するものであります。

収入につきましては、営業収益など水道事業収益3億9,134万7,000円、支出につきましては営業費用など水道事業費3億3,250万4,000円を計上しております。

2 ページをご覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を計上するものであります。

収入につきましては、企業債など資本的収入3,512万3,000円、支出につきましては建設改良費、企業債償還金など資本的支出2億1,119万6,000円であります。

なお、収支差引きにおいて1億7,607万3,000円の不足となりますが、この不足する額につきましては損益勘定留保資金及び利益剰余金等で補てんしようとするものであります。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであり、配水施設整備事業及び浄水場計測設備整備事業について起債を予定するところであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めようとするものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めようとするものであります。

3 ページをご覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を定めようとするものであります。

第9条は、他会計からの補助金を定めようとするものであります。

第10条は、利益剰余金の予定処分を定めようとするものであります。

第11条は、たな卸資産購入限度額を定めようとするものであります。

続きまして、予算の実施計画について、収益的収入及び支出のうち支出からご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

1 款水道事業費 1 項営業費用につきましては、人件費のほか庁用費及び水道施設の維持管理費、また8 ページをご覧ください。固定資産の除却に伴う資産減耗費、さらに減価償却費予定額を計上しております。

2 項営業外費用につきましては、支払利息、繰延勘定償却、消費税及び雑支出などの予定額を計上するものであります。

3 項予備費につきましては前年度と同額を計上するものであります。

以上、支出の予定総額は 3 億 3,250 万 4,000 円となるものであります。

次に収入についてであります、5 ページをご覧ください。

1 款水道事業収益 1 項営業収益につきましては、給水収益及びその他営業収益見込額を計上するものであります。

2 項営業外収益につきましては、他会計補助金、他会計負担金及び雑収益見込額を計上するものであります。

以上、収入の予定総額は 3 億 9,134 万 7,000 円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出からご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

1 款資本的支出 1 項建設改良費のうち、配水施設整備事業費につきましては配水施設の機械及び設備更新に要する経費の予定額を計上するものであります。

浄水場計測設備整備事業につきましては、各浄水場における計測機器更新に要する経費の予定額を計上するものであります。

メーター更新事業につきましては、年次計画に基づくメーター取り替え経費の予定額を計上するものであります。

営業設備費につきましては量水器の出庫予定額を計上するものであります。

2 項企業債償還金につきましては、本年度の償還予定額を計上するものであります。

3 項他会計長期借入金返還金につきましては、本年度の償還予定額を計上するものであります。

以上、支出予定総額は 2 億 1,119 万 6,000 円となるものであります。

次に収入についてであります、9 ページをご覧ください。

1 款資本的収入 1 項企業債につきましては、配水施設整備事業及び浄水場計測設備事業に伴う起債予定額を計上するものであります。

2 項他会計補助金につきましては交付税算入額を計上するものであります。

以上、収入予定総額は 3,512 万 3,000 円となるものであります。

水道事業会計予算の概要についてご説明申し上げましたが、11 ページ以降につきましてはただいまご説明申し上げました事項に関する予算説明書でありますので、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で平成 24 年度夕張市水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 16 号夕張市営住宅条例の一部改正についてであります、本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことによって公営住宅法など関係法令の一部が改正されたことに伴い、公営住宅及び改良住宅の入居資格の要件の見直しと、南清水沢歩団地の建設や住宅の除却にかかわる関連規定を整備するため条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上大変長くなりましたが、議案第 1 号ないし議案第 8 号、議案第 16 号の 9 議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 以上をもって日程第 6 を終わります。

なお、申し上げます。大綱質問の通告につきましては、本日から 12 日の正午までといたしておりますので、ご承知おき願います。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 1時44分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 小 林 尚 文